

○多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付要綱

(令和4年6月28日告示第44号)

(目的)

第1条 この告示は、集落における話し合いによる合意に基づき、共同で機械の購入や施設の整備を行う集落営農組織に対し、多古町補助金等交付規則（昭和39年多古町規則第1号）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において多古町地域農業経営改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、集落営農の組織化及び機械・施設等の共同利用を促進し、農業経営の改善を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の受給対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有する農業者が組織する集落営農組織で、その構成員全員（補助対象者が法人の場合にあっては、当該法人）に町税等の滞納が無いものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、採択基準、補助率、経営面積加算及び交付回数は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 集落営農を推進することに関する組織における合意を証する書面
- (2) 集落営農組織の規程及び会計規約等
- (3) 集落営農組織の営農計画書
- (4) 整備する機械・施設に係るカタログ又は設計図書
- (5) 整備する機械・施設に係る見積書（機械については2者以上）
- (6) 整備する機械・施設の管理運営方法を定めた書面
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、その結果を多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更するときは、多古町地域農業経営改善支援事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合はこの限りでない。

(変更交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、多古町地域農業経営改善支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(中止又は廃止の届出)

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく多古町地域農業経営改善支援事業中止（廃止）届（別記第5号様式）により、町長に届出なければな

らない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、多古町地域農業経営改善支援事業中止(廃止)承認通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに多古町地域農業経営改善支援事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 整備した機械・施設に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 整備した機械・施設の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付額を確定し多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付請求書(別記第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) 第15条第1項の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、多古町地域農業経営改善支援事業補助金取消通知書(別記第10号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町地域農業経営改善支援事業補助金返還請求通知書(別記第11号様式)により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 町長は、交付決定者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(財産処分の制限)

第15条 この事業により取得した財産は、法定耐用年数が経過するまでの間、この事業の目的に反して使用し、他のものに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、やむを得ない事情として町長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 交付決定者は、前項のただし書きに該当する事情が生じ、補助対象事業により取得した財産を譲渡し、又は担保に供しなければならないときは、多古町地域農業経営改善支援事業財産処分等承認申請書（別記第 12 号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により申請された処分を承認した場合は、多古町地域農業経営改善支援事業財産処分等承認通知書（別記第 13 号様式）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第 3 条)

補助対象事業	機械整備費	田植機・定植機・栽培管理用機械・収穫機・トラクター・付帯機械
	施設整備費	機械格納施設・育苗施設・乾燥調製施設・保存施設・加工施設・付帯施設
採択要件 ※右記条件をすべて満たすこと	① 人・農地プランの中心経営体に位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること。	
	② 農家 3 戸以上で組織されていること。ただし、他組織で本補助金の交付を受けた構成員がいる場合は、対象としない。	
	③ 組織の規程及び会計規約等が整備されていること。	
	④ 経営耕地面積が、5 ヘクタール以上であること。	
	⑤ 機械・施設の整備が、国、若しくは県の補助事業の要件に該当しないこと。	
	⑥ 機械・施設の耐用年数が 5 年以上のものであること。	
補助率	新規	1/10 以内。ただし、100 万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	更新	1/20 以内。ただし、50 万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
経営面積加算	新規	経営耕地面積 1 ヘクタールにつき 5 万円を加算する。ただし、100 万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	更新	経営耕地面積 1 ヘクタールにつき 2.5 万円を加算する。ただし、50 万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
交付回数	補助金の交付は、1 組織に対し新規整備 1 回、更新整備 1 回限りとする。ただし、更新整備の対象となる機械・施設は、本事業により整備された機械・施設に限る。	

別記第1号様式(第4条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付申請書

第2号様式(第5条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

第3号様式(第6条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金変更承認申請書

第4号様式(第7条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金変更交付決定通知書

第5号様式(第8条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業中止(廃止)届

第6号様式(第8条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業中止(廃止)承認通知書

第7号様式(第9条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金実績報告書

第8号様式(第10条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付額確定通知書

第9号様式(第11条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金交付請求書

第10号様式(第12条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金取消通知書

第11号様式(第13条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業補助金返還請求通知書

第12号様式(第15条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業財産処分等承認申請書

第13号様式(第15条関係)

多古町地域農業経営改善支援事業財産処分等承認通知書